

第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第27条 普通乗車券は次の各号によって発売する。

(1) 片道乗車券

旅客が社線の区間または、社線と東海旅客鉄道株式会社社線にまたがる連続した区間を片道1回乗車券(以下「片道乗車」という)する場合に発売する。

(2) 往復乗車券

旅客が片道乗車券を発売できる区間を同一経路で往復1回乗車(以下「往復乗車」という)が旅行する場合に発売する。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第28条 指定救護施設に保護され、または救護される者(以下「被救護者」という)が旅行する場合で第29条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出した時は、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

2. 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため、または逃亡の恐れがある為、被救護者に付添人を付ける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入する時は、被救護者1人について付添人1人に限って前項の規定を準用する。

3. 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入する時であっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(被救護者割引証)

第29条 被救護者は、前項の規定によって割引普通乗車券を購求する場合は、その保護または救護を受ける施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・有効期限・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とする時は付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2. 被救護者旅客運賃割引の様式は次のとおりとする。

| 表 | | 裏 | | | |
|-------------|--------------------|------------|-------------|--|----------|
| 12.8cm | 被救護者旅客運賃割引証 | | | <p>(この割引証の使用上の注意)</p> <p>(1)長良川鉄道の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。</p> <p>(2)この割引は、旅行開始前に限って使用できます。</p> <p>(3)この割引証の記載事項(太枠内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は該当のものを○で囲む。)し、又は押印していないものは、使用できません。</p> <p>(4)この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。</p> <p>(5)この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。</p> <p>(6)この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。</p> <p>(7)この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しない時は、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求がある時は、呈示してください。</p> <p>(8)この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(1か月間)です。</p> | |
| | 契印 | | | | |
| | 第 一 号 | | | | |
| | 指定番号 | | 経由 | | |
| | 乗車区間 | 駅から 駅まで | | | |
| | 乗車券の種類 | 片道 往復 | 被保護者 付添人 | | 片道 往復 |
| | 旅行証明書番号 | | | | |
| | 被救護者の氏名 及び年齢 | (才) | | | |
| | 付添人の氏名 及び年齢 | (才) | | | |
| | 割引率 | 5割 | | | |
| 有効期限 | 平成 年 月 日 まで | | | | |
| 平成 年 月 日 発行 | | | | | |
| 施設の所在地 | | | | | |
| 施設名 | | | | | |
| 代表者氏名 | | | | | |
| (発行駅) | (乗車券番号) | (発行年月日) | 割引コード | | |
| (基本運賃) | (発売運賃) | (差引運賃) | 数 添 | | |
| | | | 31 33 | | |
| 9.1cm | | | | | |

3. 被保護者旅客運賃割引証の有効期限は、発行の日から1ヶ月間とする。

(被救護者割引率)

第30条 被救護者または、その付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の5割を割引する。

(身体障害者割引普通乗車券の発売)

第31条 第1種身体障害者及び第2種身体障害者が単独又は、介護者とともに乗車するときに身体障害者手帳を発売箇所に呈示した場合に発売する。

2. 第1種身体障害者及び第2種身体障害者が介護者(2人を限度)とともに乗車区間、乗車券の種類及び通用期間を同一にして乗車する場合で、所定の身体障害者手帳を呈示したときは、介護者に対して旅客運賃の割引を行う。

(身体障害者割引率)

第32条 身体障害者及び介護者に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の5割を割引する。

(身体障害者手帳の携帯)

第33条 身体障害者またはその介護者は、乗降の際及び乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、鉄道係員の請求があった時は、いつでも呈示しなければならない。

(知的障害者割引乗車券の発売)

第33条の2 第1種知的障害者及び第2種知的障害者が単独又は、介護者とともに乗車するときに、療育手帳を発売窓口に呈示した場合に発売する。

2. 第1種知的障害者及び第2種知的障害者が介護者(2人を限度)とともに、乗車区間、乗車券の種類及び通用期間を同一にして乗車する場合で、所定の療育手帳を呈示したとき、介護者に対して旅客運賃の割引を行う。

(知的障害割引率)

第33条の3 知的障害者及び、介護者に対して割引普通乗車券を発売する場合は普通旅客運賃の5割を割引する。

(療育手帳の携帯)

第33条の4 知的障害者またはその介護者は、乗降の際及び、乗車中は療育手帳を携帯して、鉄道係員の請求があった時は、いつでも呈示しなければならない。

(精神障害者割引普通乗車券の発売)

第33条の5 障害等級1級精神障害者・障害等級2級精神障害者及び障害等級3級精神障害者が単独又は、介護者とともに乗車するときに、精神障害者保健福祉手帳を発売窓口に呈示した場合に発売する。

2. 障害等級1級精神障害者・障害等級2級精神障害者及び障害等級3級精神障害者が介護者（2人を限度）とともに乗車区間、乗車券の種類及び通用期間を同一にして乗車する場合で所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示してときは、介護者に対して旅客運賃の割引を行う。

（精神障害者割引率）

第33条の6 精神障害者及び介護者に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の5割引する。

（精神障害者保健福祉手帳の携帯）

第33条の7 精神障害者又はその介護者は、乗降の際及び、乗車中は精神障害者保健福祉手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

（高齢運転免許自主返納者割引普通乗車券の発売）

第33条の8 65歳以上の運転免許自主返納者が乗車するときは、岐阜県公安委員会が発行した日から2年以内の運転経歴証明書を発売箇所に呈示した場合に発売する。

（高齢運転免許自主返納者割引率）

第33条の9 65歳以上の運転免許自主返納者に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の5割を割引する。

（運転経歴証明書の携帯）

第33条の10 65歳以上の運転免許自主返納者は、乗降の際及び乗車中は、運転経歴証明書を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

（臨時特殊割引普通乗車券の発売）

第34条 会社が特に必要と認める場合は、旅行目的・割引を受ける者の資格・割引区間・割引証票等を特定し、または季節により旅客目的地を特定して、割引の普通乗車券を発売することがある。

2. 前項の規定によって、割引乗車券を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅・発売区間・発売期間等を、そのつど関係の駅に掲示する。